

全国地方教育史学会研究倫理規範

I. 前文

全国地方教育史学会会員（以下、「会員」という。）は、教育史関連領域を研究対象とする専門家であり、研究活動を通して専門とする学問分野の発展に寄与するとともに、ひろく人びとの幸福と社会の福利に貢献するという社会的使命を負う。

そのため会員は、学問や事実に対する誠実な態度を堅持し、個人の基本的人権と尊厳に対して敬意を払わなければならない。また、真理の探究者として研究に関わる不正行為の防止に努め、自らの研究の遂行ならびに成果の公表が人びとに与える影響に留意しなくてはならない。

全国地方教育史学会は、会員による自主的で自律的な研究活動を促進することによって、教育史の研究の進歩と普及をはかる。この目的を達成していくため、本会は自由な問題意識に基づく多様な研究活動に発表の機会を提供し、会員相互の連携に加えて隣接領域との学際的あるいは国際的な連携を促す。そして、専門研究者の養成と会員自身の自己研鑽への支援、ならびに学問を通じた社会貢献に努める。これらを会員相互の協力によって実現していくために、本会の会員は本会を通じた研究活動において以下の行動規範を遵守する。

II. 指針

第1条 本学会員は、研究活動において、捏造（存在しない史資料・情報・データ、研究結果等を作成すること）、改竄（史資料・情報・データ、研究結果等を真正でないものに加工すること）、盗用（他者のアイデア、史資料・情報・データ、や研究結果等を適正な引用なく流用すること）等の不正な行為をしてはならない。

（研究のための史資料・情報・データ等の収集）

第2条 本学会員は、研究のための史資料・情報・データ等を、その目的に適う必要な範囲において、科学的かつ一般的に適正な方法、手段を用いて収集しなければならない。

（史資料・情報・データ等の管理）

第3条 本学会員は、研究のために収集、作成した史資料・情報・データ等の関連する研究記録を適切に保管し、紛失、漏洩、改竄等を防ぐよう努めなければならない。また、事後の検証が行えるよう必要な期間保存しなければならない。法令又は規程等に保存期間の定めのある場合はそれに従うものとする。

（個人情報保護の保護）

第4条 本学会員は、個人情報保護の重要性に鑑み、研究のために収集、作成した史資料、

情報、データ等で、生存する個人を特定できるもの（当該者によって公表されたものを除く）は、当該者の同意なしにこれを公表したり他に洩らしたりしてはならない。死者に関する情報についてはこの限りではないが、死者の名誉毀損罪が成立しうることおよび当該情報が生存する遺族等に関する個人情報とみなされうることに留意するよう最大限の注意を払わなければならない。

（研究対象などへの配慮）

第5条 会員は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。とりわけ史資料を所蔵する機関や人物に対して、研究の目的や計画、成果の公表方法、終了後の対応等をあらかじめ十分に説明し、資料の整理・分類・保存の方法について同意を得なければならない。

（研究成果の発表）

第6条 本学会員は、研究成果を広く社会に還元するため、適切な方法によって研究成果を発表しなければならない。ただし、関係者の権利保護や知的財産権の取得等合理的理由のため公表に制約のある場合は、その合理的期間内において公表しないものとするができる。

2 本学会員は、研究成果の発表にあたって、適切な引用をすることで先行研究を尊重するとともに、他者の知的財産を侵害してはならない。

3 本学会員は、研究成果の発表にあたって、私的利益への配慮や不当な圧力により研究成果の客観性を歪めることがあってはならない。

4 本学会員は、二重投稿（既に投稿している論文を、その採否が判明する前に他の学会に投稿すること）や二重出版（著者自身によって既に公表されている事実を開示することなく、同一の情報を出版すること）などの不適切な発表を行ってはならない。

（オーサーシップ）

第7条 本学会員は、研究活動に実質的に関与し、研究内容に責任を有し、研究成果の創造に十分な貢献をしたと認められ、研究のあらゆる側面について説明できる場合に、オーサーシップ（論文の著者として表示されること）を認められる。ギフト・オーサーシップ（著者としての資格がないにもかかわらず、真の著者からオーサーシップを付与されること）やゴースト・オーサーシップ（著者としての資格がありながら著者として表示されないこと）は認めない。

（法令の遵守）

第8条 会員は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則を遵守する。

（差別の排除）

第9条 会員は、全ての専門的諸活動において、人種、民族、出自、国籍、母語、性別、性指向、性自認、職業、宗教、障害、健康、所得、階級、婚姻状態、家庭環境などに基づくあらゆる差別をせず、個人の自由と人格を尊重しなくてはならない。

（共同研究者、研究対象者、研究協力者などの保護）

第10条 会員は、社会通念上ハラスメントと定義される言語的または非言語的な行為を行ってはならない。また、その予防に努めなければならない。また、自らが直接的または間接的に監督、評価、またはその他の権限を有している共同研究者、研究協力者、研究補助者、研究対象者、実践参加者、雇用関係にある者、指導関係にある者等を、私的目的のために利用することや搾取することをしてはならない。

（利益相反）

第11条 会員は、自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

（通報と申立）

第12条 本規範にかかわる通報もしくは申立は本学会事務局に対して書面で行う。通報もしくは申立があった場合、本学会が対応を決定する。

付則1 本規範は2024年6月30日より施行する。

付則2 本規範の改訂は、総会による承認を必要とする。